

第八管区海上保安本部公示第56号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年8月26日

第八管区海上保安本部長

丹野 博信（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名称 湯梨浜町

（2）住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

2 水路測量を実施する区域及び期間

（1）区域 羽合漁港海岸（別添付図参照）

（2）期間 許可日（令和8年8月26日）から令和8年11月30日までのうち2日間

3 水路測量の実施方法

マルチビーム音響測深機による測深及びGNSSによる船位決定

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する

